

公的研究費の管理及び研究活動における不正行為防止に関する規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、株式会社 ispace（以下「当社」という。）が配分機関から配分される競争的研究費等その他これに準ずる公的研究費（以下「公的研究費」という。）の適正な運営及び管理を確保し、不正使用を未然に防止するとともに、公的研究費を使用した研究活動における不正行為を未然に防止するため、必要な体制及び取組を定める。

第2条 (適用範囲)

1. 本規程は、公的研究費の申請、受入れ、執行、発注、検収、支払、出張、謝金、人件費、委託、再委託、証憑管理、教育、監査その他これらに関連する業務に従事する当社の役員、社員、契約社員、嘱託社員、派遣社員その他当社の指揮命令下で当該業務に関与する者に適用する。
2. 当社が公的研究費を原資として共同研究先、委託先、再委託先、取引先その他第三者と取引を行う場合には、当該第三者に対し、本規程の趣旨に沿った対応を求めるものとする。

第3条 (定義)

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 競争的研究費等

省庁及びこれに準ずる公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型資金

(2) 配分機関

競争的研究費等を配分する機関

(3) 研究者

当社の役職員のうち公的研究費を用いた研究に従事する者及びその他研究倫理教育の受講を要する者として当社が指名する者

(4) 構成員

研究者、当社に所属し公的研究費の運営管理に携わる事務職員、技術職員及びその他関連する者等

(5) 公的研究費の不正

故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

(6) 研究活動の不正行為

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用、その他研究論文の二重投稿、不適切なオーサiershipに代表される研究者

倫理からの逸脱の程度が甚だしい行為

- ・捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ・盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

(7) 不正等

公的研究費の不正と研究活動の不正行為の総称

(8) コンプライアンス教育

公的研究費の不正を事前に防止するために、当社が競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、自身を取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育

(9) 啓発活動

公的研究費の不正を起こさせない組織風土を形成するために、当社が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般

(10) 管理条件

配分機関が、調査の結果、当社の体制整備等の状況について不備を認める場合、当社に対し、改善事項及びその履行期限を示した公的研究費の交付継続の条件

第4条 （公的研究費を使用した研究活動における行動規範）

当社は、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員について、次の各号に定める行動規範を遵守させる。

- (1) 法令、配分機関の定め及び社内規程を遵守すること。
- (2) 公的研究費の執行に当たり、研究目的との関連性、必要性金額・内容の相当性、及び実在性を確認すること。
- (3) 公的研究費の支出について、事後的な検証可能性を担保するため客観的な証拠書類を作成及び保存すること。
- (4) 公的研究費の不正又は不正の疑義が生じた場合、これを隠蔽せず、迅速かつ公正に対応すること。

第5条 （最高管理責任者）

1. 当社は、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動の不正行為の防止について最終責任を負う者として、代表取締役 CEO を最高管理責任者とする。
2. 最高管理責任者は、次の各号に定める事項を行う。
 - (1) 公的研究費の不正防止対策（以下「不正防止対策」という。）の基本方針の策定及び周知
 - (2) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者への必要な指示

- (3) 重要事項の取締役会又は経営戦略会議への付議又は報告
- (4) 体制整備、人員配置及び予算措置
- (5) 運用状況の把握及び見直しの指示
- (6) その他本規程で定められた事項

第6条 （統括管理責任者）

1. 当社は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動の不正行為防止を全社横断的に統括する者として、CTO を統括管理責任者に指名する。
2. 統括管理責任者は、次の各号に定める事項を行う。
 - (1) 全社的な不正防止対策の策定及び実施
 - (2) 公的研究費の運営管理及び研究活動に係る不正等発生要因の把握及び分析
 - (3) 公的研究費の不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）の策定、更新及び進捗管理
 - (4) 教育、啓発、モニタリング及び監査対応の統括
 - (5) 自己評価チェックリストその他配分機関提出資料の統括
 - (6) 最高管理責任者への定期報告
 - (7) 第4章に定める不正等への対応

第7条 （研究データ及び公的研究費に関する文書の保存・開示）

1. 当社は、公的研究費の運営・管理に関する文書及び公的研究費による研究開発活動に関するデータを一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
2. 研究者は、研究開発活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究開発データを一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
3. 公的研究費の運営・管理に関する文書及び研究開発データの保存期間は、当該研究開発活動完了後10年間とする。ただし、他に遵守すべき省令、規程等がある場合は、本規程とどちらか長い方の期間とする。

第2章 公的研究費の不正の防止

第8条 （コンプライアンス推進責任者）

1. 公的研究費の運営及び管理に関与する各部門に、コンプライアンス推進責任者を置く。
2. コンプライアンス推進責任者は、原則として前項の各部門の管理職から任命する。
3. コンプライアンス推進責任者は、次の各号を行う。
 - (1) 所管部門における対策実施
 - (2) 統括管理責任者への報告
 - (3) 所管部門構成員に対する教育、定期的な啓発及び受講状況及び理解度の管理

(4) 所管部門におけるモニタリング及び改善指導

4. 統括管理責任者が策定する実施計画に基づく、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育及び公的研究費の不正防止に向けた継続的な啓発活動の実施

第9条 (コンプライアンス教育)

1. コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
2. 公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員は、コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解し、当社が公的研究費による助成金事業に採択されたとき、その他会社の求めがあるときは、公的研究費の取り扱いに関する誓約書（別紙1又はこれと同等の内容の電磁的方法による誓約）を提出しなければならない。

第10条 (監査役の関与)

1. 監査役は、公的研究費不正防止に関する内部統制の整備及び運用状況について全社的観点から確認し、必要な意見を述べる。特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。
2. 内部監査部門及び統括管理責任者は、監査役に対し、必要な情報を適時に提供する。

第11条 (防止計画推進部署)

1. 当社は、Legal & Compliance Division を防止計画推進部署と定め、これに公的研究費の不正発生要因の把握、評価及び不正防止計画の策定・実施、並びに実施状況を確認する機能を担わせる。
2. 防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに当社全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
3. 防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、公的研究費の不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、当社全体の状況を体系的に整理し評価する。
4. 防止計画推進部署は、監査役と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

第12条 (公的研究費の不正使用防止にかかる基本方針)

公的研究費の不正使用防止の基本方針を次のとおり定める。

- (1) 不正使用防止対策に係る責任の所在および役割分担を明確にし、その内容を社内に周知する。
- (2) 事務処理における職務権限および運用ルールを明確にするとともに、不正使用防止に対する関係者の意識啓発を行い、公的研究費の不正を未然に防止する仕組みを有する体制を整

備する。

- (3) 不正使用の発生要因を踏まえた具体的な防止計画を策定し、実効性を伴う対策を着実に継続的に実行する。
- (4) 適正な予算執行を確保するため、十分に機能するチェック体制を整備し、公的研究費の適正な運営および管理を徹底する。
- (5) 公的研究費の使用に関するルール等について、関係者間で適切に情報共有がなされ、共通認識が確立される体制を整備する。
- (6) 実効性を備えたモニタリング体制を構築し、公的研究費の不正使用を未然に防止し、発生させない管理体制の確立を目指す。

第13条 （不正防止計画の策定・実施）

1. 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進部署は、当社全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
2. 不正防止計画の策定に当たっては、防止計画推進部署と内部監査部門との連携によって把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
3. 各部門は、公的研究費の不正防止のために、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。
4. 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものにするとともに、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容とする。

第14条 （職務の集中の回避）

当社は、公的研究費の執行に関する発注、検収、支払、記録管理等の職務について、相互牽制により不正を防止するため、特定部門への職務集中が生じないように努める。

第15条 （執行ルール）

公的研究費の執行は、研究目的との関連性、必要性、配分機関ルール及び社内手続に適合する場合に限り行う。

第16条 （証憑管理）

1. 公的研究費に関する申請書、契約書、見積書、発注記録、納品書、検収記録、請求書、出張記録、勤怠記録、成果物、メールその他必要な証憑及び記録は、追跡可能な状態で保存しなければならない。
2. 保存期間及び保存責任者は、文書管理規程その他の社内規程に従う。ただし、配分機関ルールによりより長い保存期間が定められている場合は、これに従う。

第17条 （業者との取引）

公的研究費を用いた物品以外の発注または購入に係る取引において、1 契約あたりの支払総額が不正防止計画で定める金額以上となる場合には、当該業者との過去の取引実績（取引回数、取引金額等）ならびに想定されるリスク要因や対策の実効性等を勘案した上で、必要に応じて、別紙 2 に示す様式及び内容に準じた誓約書の提出を当該業者に求めるものとする。

第18条 （不正を行った業者への対応）

公的研究費の不正使用に関与した業者に対しては、一定期間の取引停止または将来にわたる取引の停止措置を講じるとともに、不正に得た利益の返還を求めるものとする。

第3章 研究活動の不正行為の防止

第19条 （研究倫理教育責任者）

1. 当社は、公的研究費を用いた研究活動に関与する各部門に、研究倫理教育責任者を置く。
2. 研究倫理教育責任者は、原則として前項の各部門の管理職から任命する。

第20条 （研究倫理教育）

研究倫理教育責任者は、公的研究費を用いた研究活動に従事する全ての研究者に対して、研究倫理教育を定期的に受講させる。

第21条 （研究データの保存）

1. 研究者は、研究成果の検証可能性を確保するため、研究データを少なくとも 5 年間保存し、適切に管理しなければならない。
2. 研究者は、研究データを故意に破棄したり不適切な方法で管理してはならない。

第4章 不正等に対応する体制及び手続

第22条 （公的研究費使用及び研究活動に関する相談・不正の告発窓口）

1. 当社は、公的研究費使用に関する相談・不正の告発、及び、研究活動の不正行為に関する相談・告発を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）を設置し、公表するものとする。
2. 告発窓口は、原則として防止計画推進部署又は防止計画推進部署が委託する外部弁護士とする。
3. 告発にかかる手続は、本規程に特別の定めがない限り、内部通報規程の定めに従う。

第23条 （告発の受付体制）

1. 不正等の疑いがあると思料する者は、何人も、電子メールにより、告発窓口に対して告発を行うことができる。
2. 告発は、原則として、顕名により、不正等を行ったとする研究者又は研究者以外の構成員の氏名又は名称、不正等の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正等とする合理的理由が示され

ていなければならない。

3. 告発窓口は、匿名による告発について、必要と認める場合には、統括管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
4. 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、統括管理責任者に報告するものとする。
5. 統括管理責任者は、告発に関する報告を受けたときは、直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
6. 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正等の疑いが指摘された場合（不正等を行ったとする研究者又は研究者以外の構成員の氏名又は名称、不正等の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正等とする合理的・科学的理由が示されている場合に限る。）は、統括管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。
7. 不正等の調査対象に統括管理責任者が含まれる場合は、第4章の「統括管理責任者」を「最高管理責任者」と読み替えるものとする。

第24条 （告発の相談）

1. 不正等の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。
2. 告発の意思を明示しない相談があり、告発窓口がその内容を確認のうえ相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
3. 相談の内容が、不正等が行われようとしている、または不正等を求められている等であるときは、告発窓口は、統括管理責任者に報告するものとする。
4. 第3項の報告があった場合において、統括管理責任者が報告内容を確認のうえ相当の理由があると認めたときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

第25条 （告発窓口の義務）

告発及び相談の受付に当たっては、告発窓口は、告発者、被告発者等の秘密を遵守し、その他告発者、被告発者の保護を徹底しなければならない。

第26条 （守秘義務）

1. 第4章に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。当社の役職員等でなくなった後も、同様とする。
2. 統括管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容、調査経過等について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

第27条 （告発者の保護）

1. 統括管理責任者並びにコンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、告発を理由として当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じ

なければならない。

2. 当社の役職員は、告発をしたことを理由として、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
3. 統括管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他の関係諸規程等に従って、その者に対して処分を課することができる。
4. 統括管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

第28条 （被告発者の保護）

1. 当社の役職員は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
2. 統括管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他の関係諸規程等に従って、その者に対して処分を課することができる。
3. 統括管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

第29条 （悪意に基づく告発）

1. 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究活動を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
2. 統括管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
3. 統括管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第30条 （公的研究費の不正に関する調査手続）

1. 当社は、公的研究費に関する告発等を受け付けた場合、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
2. 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
3. 当社は、必要に応じて、調査対象者に対し、調査対象である公的研究費の使用停止を命ずることができる。
4. 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

5. 当社は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
6. 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
7. 当社は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
8. 当社は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
9. 当社は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の要請があったときは、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

第31条 （研究活動の不正行為に関する調査手続 - 予備調査）

1. 研究活動の不正行為に関する告発があった場合又は当社がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、統括管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施することができる。
2. 予備調査委員会は、2 名以上の委員によって構成するものとし、統括管理責任者が指名する。
3. 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
4. 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。
5. 予備調査委員会は、告発内容の合理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

第32条 （研究活動の不正行為に関する調査手続 - 本調査の決定等）

1. 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して原則 60 日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。ただし、特別な事情によりこの期間内に報告が行えない場合にはその限りではない。
2. 統括管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
3. 統括管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に適切な範囲で開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
4. 統括管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る公的研究費の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

第33条 （研究活動の不正行為に関する調査手続 - 調査委員会の設置）

1. 統括管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。
2. 調査委員会の委員の半数以上は、当社に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
3. 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
4. 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
5. 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則60日以内に、本調査を開始するものとする。ただし、特別な事情によりこの期間に調査を開始できない場合にはこの限りではない。

第34条 （研究活動の不正行為に関する調査手続－認定）

1. 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して原則210日以内に調査した内容をまとめ、不正等が行われたか否か、不正等と認定された場合はその内容及び悪質性、不正等に関与した者とその関与の度合、不正等と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
2. 前項に掲げる期間につき、210日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して統括管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
3. 調査委員会は、被告発者及び必要に応じ告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正等か否かの認定を行うものとする。
4. 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正等を認定することはできない。
5. 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正等であるとの疑いを覆すことができないときは、不正等と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

第35条 （研究活動の不正行為に関する調査手続－調査結果の通知及び報告）

1. 統括管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で不正等に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が当社以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
2. 統括管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
3. 統括管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が当社以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

第36条 （研究活動の不正行為に関する調査手続－不服申立て）

1. 不正等が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
2. 統括管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

第37条 （研究活動の不正行為に関する調査手続－再調査）

1. 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して60日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし60日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
2. 統括管理責任者は、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で不正等に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者及び被告発者以外で不正等に関与したと認定された者が当社以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。

第38条 （研究活動の不正行為に関する調査手続－調査結果の公表）

1. 統括管理責任者は、不正等が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
2. 前項の公表における公表内容は、原則として、不正等に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、当社が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとし、諸事情等を考慮したうえで調査委員会にて定める。
3. 不正等が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

第39条 （研究活動の不正行為に関する調査手続－処分）

1. 統括管理責任者は、本調査の結果、不正等が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、法令、就業規則等に従って、処分を課すものとする。
2. 統括管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

第40条 （研究活動の不正行為に関する調査手続－是正措置等）

1. 本調査の結果、不正等が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じ

て、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2. 統括管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

第5章 補則

第41条 （改廃）

本規程の改廃は、決裁権限規程、規程管理規程等の定めるところによる。

第42条 （見直し）

本規程は、公的研究費の運営・管理及び公的研究費を使用した研究活動に関わる全ての構成員に明確なものであるか、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。

附則

本規程は、2026年5月1日から施行する。

公的研究費コンプライアンス誓約書

株式会社 ispace

代表取締役 CEO 袴田武史殿

私は、文部科学省又は文部科学省所管独立行政法人及びその他省庁から配分される競争的研究費等その他これに準ずる公的研究費（以下「公的研究費」という。）の申請、管理、執行、発注、検収、支払、出張、謝金、人件費、委託、再委託、証憑管理、教育、監査その他これらに関連する業務に関与するに当たり、以下のとおり誓約します。

1. 私は、法令、配分機関の定め、公募要領、交付条件、契約条件並びに当社の公的研究費の管理及び研究活動における不正行為防止に関する規程その他関連する社内規程及び指示を遵守します。
2. 私は、架空請求、預け金、品名替え、目的外使用、虚偽の出張申請又は精算、虚偽の勤務実績による人件費又は謝金の請求、発注・検収・支払その他手続の潜脱、証憑・記録・電子データの改ざん、隠匿又は不当廃棄その他公的研究費の適正な運営及び管理を害する行為を行いません。
3. 私は、公的研究費に関する確認、点検、モニタリング、内部監査、外部監査、調査その他の手続が行われる場合、誠実に協力し、必要な資料、データ及び説明を遅滞なく提供します。
4. 私は、不正行為又はその疑義を知った場合には、放置せず、当社が定める相談窓口又は通報窓口に速やかに報告又は相談します。
5. 私は、公的研究費に関連し、取引先との不適切な関係、便宜供与、キックバックその他の不適切な利益授受を行いません。
6. 私は、本誓約に違反した場合、就業規則その他社内規程に基づく懲戒処分、研究費執行権限停止、配置転換、契約解除、損害賠償請求等の対象となり得ること、並びに配分機関による返還命令、応募制限その他の措置及び法的責任を負い得ることを了承します。
7. 本誓約は、公的研究費に関与する期間中有効とし、関与終了後も、秘密保持、資料保存及び調査協力に関する限度で効力を有するものとします。

20 年 月 日

所属部門：

役職：

氏名：

社員番号：

管理欄

受領日：20 年 月 日

受領者：

区分：新規／更新／再提出

公的研究費コンプライアンス誓約書

株式会社 ispace

代表取締役 CEO 袴田武史殿

当社は、文部科学省又は文部科学省所管独立行政法人及びその他省庁から配分される競争的研究費等その他これに準ずる公的研究費（以下「公的研究費」という。）の申請、管理、執行、発注、検収、支払、出張、謝金、人件費、委託、再委託、証憑管理、教育、監査その他これらに関連する業務に関与するに当たり、以下のとおり誓約します。

1. 当社は、法令、配分機関の定め、公募要領、交付条件、契約条件並びに貴社の公的研究費の管理及び研究活動における不正行為防止に関する規程その他関連する規程及び指示を遵守します。
2. 当社は、架空請求、預け金、品名替え、目的外使用、虚偽の出張申請又は精算、虚偽の勤務実績による人件費又は謝金の請求、発注・検収・支払その他手続の潜脱、証憑・記録・電子データの改ざん、隠匿又は不当廃棄その他公的研究費の適正な運営及び管理を害する行為を行いません。
3. 当社は、公的研究費に関する確認、点検、モニタリング、内部監査、外部監査、調査その他の手続が行われる場合、誠実に協力し、必要な資料、データ及び説明を遅滞なく提供します。
4. 当社は、不正行為又はその疑義を知った場合には、放置せず、貴社が定める相談窓口又は通報窓口迅速やかに報告又は相談します。
5. 当社は、公的研究費に関連し、取引先との不適切な関係、便宜供与、キックバックその他の不適切な利益授受を行いません。
6. 当社は、本誓約に違反した場合、契約解除、損害賠償請求等の対象となり得ること、並びに配分機関による返還命令、応募制限その他の措置及び法的責任を負い得ることを了承します。
7. 本誓約は、公的研究費に関与する期間中有効とし、関与終了後も、秘密保持、資料保存及び調査協力に関する限度で効力を有するものとします。

20 年 月 日

会社名：

役職：

氏名：

関与資金名：

管理欄

受領日：20 年 月 日

受領者：

区分：新規／更新／再提出